第十五条 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定

単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員

数の基準並びに所定単位数に乗じる割合の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

						(東海	夜骨 (イは) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1
区	<b>松</b> 旧	溆		<b>松</b>	띰	温	
<ul> <li>★祖藩総合と十二条の式</li> <li>原籍を選択支援中別</li> <li>の工作のが対すしと</li> <li>のとするないのののののののののののののののののののののののののののののののののののの</li></ul>	大の二 介護給付費等単位数表策:	(					
<ul> <li>★祖藩総合と十二条の式</li> <li>原籍を選択支援中別</li> <li>の工作のが対すしと</li> <li>のとするないのののののののののののののののののののののののののののののののののののの</li></ul>							
大雄連第百七十三条の式   大雄連第百十二条の式   所種衛衛衛性   所属衛衛性   所属   是   是   是   是   是   是   是   是   是							
区 推定を得付する。 同 推定を得けます。 同 推定を発送 文学 一文 1 の 1 利力 1 人 2 下 の 1 別 2 下 2 下 2 下 2 下 2 下 2 下 2 下 2 下 2 下 2	·						
<ul> <li>○ 基準第百七十三条の九</li> <li>○ 相后層を開始すー」</li> <li>○ 自用が買が選択 女 録事業</li> <li>○ にからがら、次の「又 だい」</li> <li>○ 回入 はいの こ すんかに がら場合</li> <li>○ ご 文は ② の こ すんか と がい。 ) の 別 用 中 の 参 が 次</li> <li>○ ご 文は ② の こ すんか に がら 別 で り の 別 大 の 書 を で を 要 が が から り の 別 日 下 の 場 と で な 別 を 事 業 で で は 関 は 関 は ま ま から ま で ま で ま で ま で ま ま ま で で ま で ま ま ま で で ま ま ま ま で で ま ま ま で で ま ま ま ま で で ま ま ま ま で で ま ま ま で で ま ま ま ま い で ま ま ま い で ま ま ま ま</li></ul>							
<ul> <li>大 基準 第 百 十</li></ul>							
<ul> <li>         左左右を関を置れまして と相を関する ら相をは、 らずれかに らずれかに らする値が、次の「又は口 らりとはらのいずれかに かいう。) の利用者の数が から手をのとなる かられて からがのとすれかに かられて からがのとまれ からがのです。</li> <li>         は、なのに とない からは からがのです。</li> <li>         は、なのは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないで</li></ul>	11777 = 117 = 117 = 117						
大量準第百七十三条の九    万量準第百七十三条の九    万厘季層積第日十一2   ○ 指定属が上 人以下  ○ 5 寸れかに該当する場合  □ 過去三月間の利用者の数  ○ □ 又は□   ○ ○ ○ 和用者の数が次  ○ ○ 和用者の数が及  「百七十三条○三第一項に規定   百七十三条○三第一項に規定   百分○七十    □ 数の基準  □ ● 数の基準    回出的働大百が定める利用者    回出的働大百於定める利用者    回生的働大百於定める所    回生的働大百於定める所    回生的働大百於定める所    回生的働大百次定める所    回生的働大百次定める所    回生的働大百次定める所    回生的働大百次定める所    回生的働大百次定める所    回生的働大百次定める所    回生的動力可以使用的数量表							
大選準第百七十三条の九	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	算生労働大豆は全力の所					
<ul> <li>○ 祖徳と言れましい。</li> <li>○ 相定と言う。</li> <li>○ 相定員が十一人以下。</li> <li>○ こりがんかい該当する場合。</li> <li>○ 回文は回のいずれかに該当する場合。</li> <li>○ 回文は回のいずれかに該当する場合。</li> <li>○ 回文は回のいずれかに該当する場合。</li> <li>○ 日本の表が次のではは、</li> <li>○ 日本の数が次の指定就を選択支援事業所は</li> <li>百七十三条の三第一項に基定は、</li> <li>自己ののは、</li> <li>自己ののは、</li> <li>自己ののは、</li> <li>自己ののは、</li> <li>自己ののは、</li> <li>自己ののは、</li> <li>自己ののは、</li> <li>自己ののは、</li> <li>自己ののは、</li> <li>自己のは、</li> <l>自己のは、 <li>自己のは、</li> <li>自己のは、</li> <li>自己のは、</li> <li>自己のは</li></l></ul>							
大選難第百七十三条の九	3 MM 3 11(4)/1	111111111111111111111111111111111111111					
万   万   万   万   万   万   万   万   万   万							
大基連第百七十三条の九							
大選連第百七十三条の九							
大基準第百七十三条の九							
大基準第百七十三条の九    所							
大基準第百七十三条の九							
ス基準第百七十三条の九 所 指定障害福祉サービの指定就労選択支援事業 ○ 利用定員が十一人以下 ○ いずれかに該当する場合 の平均値が、次の一又は□							
大基準第百七十三条の九    所   指定障害福祉サービーの指定就労選択支援事業    刊   利用定員が十一人以下    のいずれかに該当する場合							
ス基準第百七十三条の九 所 指定障害福祉サービの指定就労選択支援事業 刊 利用定員が十一人以下							
ス基準第百七十三条の九 所 指定障害福祉サービの指定就労選択支援事業	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						
	門 利用定員が十一人以下						
ス基準策ロナナ川条の九	の指定就労選択支援事業						
	所 指定障害福祉サービ						
になって新田 (本)	ス基準第百七十三条の九						
	において準用する指定障						

害福祉サービス基準第八 十九条に規定する運営規 程に定められている利用 定員(以下この項におい て「利用定員」という。 ) の数に三を加えて得た 数を超える場合 □ 利用定員が十二人以上 の指定就労選択支援事業 所 利用定員の数に百分 の百二十五を乗じて得た 数を超える場合 ② 一日の利用者の数が次の 門又は口のいずれかに該当 する場合 刊 利用定員が五十人以下 の指定就労選択支援事業 所 利用定員の数に百分 の百五十を乗じて得た数 を超える場合 □ 利用定員が五十一人以 上の指定就労選択支援事 業所 利用定員の数に当 該利用定員の数から五十 を控除した数に百分の二 十五を乗じて得た数に二 十五を加えた数を加えて

得た数を超える場合

る割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じ口 指定定就労選択支援事業所の従業者の員数が次の表の上欄

厚生労働大臣が定める利用者	厚生労働大臣が定める所				
の数の基準	定単位数に乗じる割合				
指定障害福祉サービス基準	百分の七十(就労選択支				
の規定により、指定就労選択	接員の員数を満たしてい				
支援事業所に置くべき就労選	ない状態が三月以上継続				
択支援員の員数を満たしてい	している場合は、百分の				
ならいわ。	用十)				